

令和元年度柴田町議会 9月会議会議録 (第1号)

出席議員 (18名)

1番	森 裕樹 君	2番	加藤 滋 君
3番	安藤 義憲 君	4番	平間 幸弘 君
5番	桜場 政行 君	6番	吉田 和夫 君
7番	秋本 好則 君	8番	斎藤 義勝 君
9番	平間 奈緒美 君	10番	佐々木 裕子 君
11番	安部 俊三 君	12番	森 淑子 君
13番	広沢 真 君	14番	有賀 光子 君
15番	舟山 彰 君	16番	白内 恵美子 君
17番	水戸 義裕 君	18番	高橋 たい子 君

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者

町長 部 局

町 長	滝口 茂 君
副 町 長	水戸 敏見 君
会計管理者兼 会計課長	相原 光男 君
総務課長 併 選挙管理委員会書記長	佐藤 芳 君
まちづくり政策課長	平間 雅博 君
財 政 課 長	鈴木 俊昭 君
税 務 課 長	水上 祐治 君
町民環境課長	安彦 秀昭 君
健康推進課長	佐藤 浩美 君
福祉課長	平間 清志 君
子ども家庭課長	水戸 浩幸 君

農政課長 併
農業委員会事務局長 瀬戸 諭 君

商工観光課長 斎藤 英泰 君

都市建設課長 水戸 英義 君

上下水道課長 曲竹 浩三 君

教育委員会部局

教 育 長 船迫 邦則 君

教育総務課長 森 浩 君

生涯学習課長 藤原 政志 君

スポーツ振興課長 石上 幸弘 君

その他の部局

代表監査委員 大宮 正博 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 大川原 真一

次 長 畑 山 慎太郎

主 幹 伊 藤 純子

主 査 佐 山 亨

議 事 日 程 (第1号)

令和元年9月2日(月曜日) 午前9時30分 再会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 開催期間の決定

第 3 諸報告

(1) 議長報告

(2) 町政報告

第 4 報告第11号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)

第 5 議案第17号 教育委員会教育長の任命について

第 6 議案第18号 教育委員会委員の任命について

第 7 議案第19号 柴田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

- 第 8 議案第 20 号 柴田町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 21 号 柴田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 10 議案第 22 号 令和元年度柴田町公共下水道事業三名生汚水幹線工事請負契約について
- 第 11 議案第 23 号 令和元年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼 1 号雨水幹線工事請負契約について
- 第 12 議案第 24 号 令和元年度東船岡小学校大規模改造工事（建築工事）（債務負担行為）請負契約について
- 第 13 議案第 25 号 令和元年度東船岡小学校大規模改造工事（機械設備工事）（債務負担行為）請負契約について
- 第 14 議案第 26 号 令和元年度柴田町一般会計補正予算
- 第 15 議案第 27 号 令和元年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第 16 議案第 28 号 令和元年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算
- 第 17 議案第 29 号 令和元年度柴田町介護保険特別会計補正予算
- 第 18 議案第 30 号 令和元年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第 19 議案第 31 号 令和元年度柴田町水道事業会計補正予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 再会

○議長（高橋たい子君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

これより令和元年度柴田町議会9月会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋たい子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において17番水戸義裕君、1番森裕樹君を指名いたします。

日程第2 開催期間の決定

○議長（高橋たい子君） 日程第2、開催期間の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。9月会議の開催期間については、議会運営委員会の協議の結果、本日から9月17日までの16日間、うち土曜日、日曜日、祝日及び9日から13日までを議案調査及び委員会審査のため休会とし、実質6日間と意見が一致いたしました。よって、9月会議の開催期間は本日から9月17日までとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 異議なしと認めます。よって、開催期間は本日から9月17日までと決定いたしました。

なお、開催期間中の日程については、あらかじめお手元に配付いたしました日程予定表により議事の進行を図りますので、ご了承願います。

また、平成30年度各種会計決算についての総括質疑の要旨は、議会運営委員会の協議の結果、本日午前9時30分まで議長へ提出となっております。総括質疑は2名の議員から提出がありましたので、お知らせいたします。総括質疑は9月6日に行いますので、ご了承願います。

なお、9月会議中、報道関係等の取材を許可しておりますので、ご了承願います。

日程第3 諸報告

○議長（高橋たい子君） 日程第3、諸報告を行います。

議長としての報告事項は、報告書としてお手元に配付いたしましたので、これをもって報告といたします。

町政報告については、町長からの通告がありますので、町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 私のほうから町政報告6件ございます。

まず、柴田町名誉町民平野博氏逝去について申し上げます。

柴田町名誉町民で、前柴田町長の平野博氏が、8月18日午後3時42分に逝去されました。平野氏は、昭和22年、25歳の若さで宮城県議会議員に初当選を飾り、以来8期31年余りの長きにわたり、県政の向上に多大な貢献をされました。

昭和53年7月からは柴田町の4代目町長に就任され、以来6期24年在職し、卓越した識見と強いリーダーシップを発揮し、町政を担いました。「豊かな住み良い町づくり」をテーマに経済、教育、文化、福祉にわたるもろもろの都市機能を高め、柴田町の発展と町民生活の向上に尽力されたことから、平成16年3月16日に本町で初となる名誉町民となりました。

平野氏の温厚にして篤実、人格高潔にして明朗、人々から尊敬、信頼され、決断力と実行力に富んだその指導力は、衆人の認めるところであります。

8月21日、平野家と柴田町が合同で葬儀告別式を行い、深く哀悼の意を表したところでございます。謹んでご冥福をお祈りいたします。

2点目、令和元年度小中学校施設整備事業について申し上げます。

現在、町内小中学校においては、平成30年度繰越事業として小中学校普通教室及び特別教室へのエアコン整備事業、事業費7億3,350万円と、小中学校校舎及び体育館のトイレ洋式化、床・電気等改修事業、事業費1億9,800万円の工事を行っております。さらに、令和元年度事業では「学校施設環境改善交付金事業大規模改造（老朽）」として、東船岡小学校校舎及び体育館、柴田小学校、西住小学校、船迫中学校の校舎屋上防水、外壁改修、給排水管の更新、床・壁・天井・照明改修など、事業費8億3,500万円が採択され、実施設計等を行い、工事発注に向けて作業を進めているところでございます。

今回、当初採択された「学校施設環境改善交付金事業」のほかに「防災機能強化事業」とし

て船岡小学校、槻木小学校、柴田小学校、槻木中学校、船迫中学校の体育館の照明機器、バスケットゴール等の落下防止の耐震化事業、事業費7,500万円と「大規模改修（トイレ）」事業として、船岡中学校と船迫中学校の武道館のトイレ洋式化等、事業費1,200万円の合計8,700万円が8月20日に追加内示となりました。

今後、国からの交付決定を受けて、補正予算を作成し、臨時会議での提案をお願いしたいと考えておりますので、議員各位の絶大なるご支援とご協力をお願い申し上げ、報告といたします。

3点目、北海道伊達市150年祭「記念式典」について申し上げます。

歴史友好都市である北海道伊達市は、亙理伊達家領主の伊達邦成公が有珠一郡の支配を明治政府から命じられてから、こととして150年の節目を迎えました。

その節目の記念式典が8月24日に伊達市で開催され、姉妹都市・歴史友好都市の亙理町、山元町、柴田町、福島県新地町の町長と議長が招待されましたので、出席してまいりました。

今回の「伊達150年記念事業」は、市民がみずから考え、つくり、参加することを基本としており「伊達150年 この魅力、伊達じゃない」のキャッチコピーのとおり、式典、フォトコンテスト、花火ショー、そしてさまざまな記念事業は、斬新なアイデアが至るところに盛り込まれており、今後のイベントを企画する上で、とても参考になるものばかりでした。

伊達開拓ゆかりの5市町は、伊達サミットやスポーツ大会だけではなく、有珠山噴火や宮城県沖地震、東日本大震災の際にも、互いに協力・援助し合いながら関係を深めてまいりました。これまで積み重ねてきた歴史を大切に、文化的、行政的、経済的に学ぶことが多い交流事業を通じて、さらなるきずなを深めてまいりますので、議員各位を初め多くの皆様のご支援をお願い申し上げます。

次に、ベラルーシ共和国新体操ナショナルチームの2020年東京オリンピック事前合宿について申し上げます。

7月24日から8月3日まで2020年東京オリンピック競技大会に向けた、ベラルーシ共和国新体操ナショナルチームの事前合宿「SAKURA CAMP 2019」が柴田町と白石市、東京都立川市で行われました。

こととして3回目となる事前合宿には、選手10人とコーチ等5人の計15人からなる選手団が来日しました。25日に柴田町を表敬訪問、27日には仙台大学で公開演技会を開催し、町内外から訪れた約800人の観客を、世界トップレベルの演技で魅了いたしました。

ことしは、子どもたちが選手と触れ合う機会を多く設けることができました。25日の表敬訪

間では槻木中学校の生徒が、選手団を激励するため、全校生徒で折った千羽鶴を手渡したほか、公開演技会では、町内3中学校の生徒が力を合わせて作成した応援旗を贈呈、東船岡小学校の児童も英語の歌を披露いたしました。

こうした子どもたちとの交流などが、何度も新聞やテレビ等のメディアで取り上げられたこともあり、東京オリンピック大会やベラルーシ共和国に対する町民の関心も高まっております。来年の大会本番に向けて、機運の醸成は着実に図られているものと感じています。来年度は、オリンピック大会直前に事前合宿を実施する予定です。

今後もベラルーシ共和国新体操ナショナルチームが、オリンピックの舞台で活躍できるよう、町を挙げて応援してまいりますので、議員各位を初め多くの皆様のご支援をお願い申し上げ、報告といたします。

次に、ガーデンツーリズム連携協議会（みやぎ蔵王ハーモニー花回廊推進協議会）の発足について申し上げます。

宮城県南2市9町の自治体、庭園管理者、民間事業者、関係機関が協力し、各地域の庭園・公園を連携させ、地域の活性化と観光振興を担う、ガーデンツーリズム連携協議会が、8月22日に正式に設立となりました。

これは本年4月に創設された国土交通省のガーデンツーリズム登録制度への登録を目指すとともに、花文化の創造により、新たな切り口からの広域観光を目指し設立したものです。

協議会の名称は「みやぎ蔵王ハーモニー花回廊推進協議会」に決定しました。事務局は発起人となった柴田町が担います。

まずは、9月18日の国の登録審査会に向けて、2市9町及び関係機関との調整を図り、9月2日に国に申請書を提出し、受理されたところでございます。登録されれば、東北では初めてということになります。

今後、この協議会を核として、仙台空港や新幹線、鉄道、高速自動車道など地域交通の利便性をアピールしながら、ハーモニー豊かでアクティブな花回廊のルート整備や花修景の魅力アップを通じて、国内外からの誘客と県南地域の活性化を図ってまいりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

最後に、「ザ・フェスティバル in しばた2019」について申し上げます。

柴田町の夏のイベント「ザ・フェスティバル in しばた」を8月3日、陸上自衛隊船岡駐屯地を会場に開催いたしました。

当日は真夏日となった暑さの中でしたが、午後3時の一般開放を待って、大勢のお客様が来

場されました。

会場内の特設ステージでは「よさこい演舞」を初め、陸上自衛隊フラッグ隊による演技、子どもたちによるチアダンス、船岡祭友会による「みこし渡御」などが行われました。

ことは、子どもたちが参加できるイベントとして「自衛隊さくら太鼓」による太鼓教室を実施いたしました。子どもたちは、迫力ある太鼓の音に驚きながらも、自衛隊員から手ほどきを受け、楽しそうに太鼓を叩いておりました。祭りのクライマックスには、約3,000発の多彩な花火が夜空を彩り、観客を魅了しておりました。

日中から気温が高く、熱中症の発症などが懸念されましたが、何事もなく無事に終了することができましたこと、実行委員会や参加団体の皆様のご協力に改めて感謝申し上げます、報告いたします。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑は1人1回です。

質疑に当たっては、一般質問に触れないようにお願いします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

日程第4 報告第11号 専決処分の報告について

（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

○議長（高橋たい子君） 日程第4、報告第11号専決処分の報告を求めます。町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第11号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の専決処分は、令和元年5月26日に船岡土手内一丁目地内の町道において、道路を横断している側溝にかけられているグレーチング蓋のはね上がりにより、通行した自動車を破損させた事故について和解が成立し、損害賠償額が決定したことについてのものであり、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第2項の規定により専決処分したので、報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） それでは、詳細説明をいたします。

報告書1ページをお開きください。

報告第11号専決処分の報告についてですが、ただいま町長が報告理由で申し上げましたとおり、町道における自動車損壊事故における和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告になります。

3ページをお開きください。

専決処分書のとおり、専決処分日は令和元年7月12日になります。

専決処分の内容につきましてご説明いたします。

事故の発生状況についてですが、令和元年5月26日午後3時50分ごろ、相手方の自動車が柴田町船岡土手内一丁目地内の町道船岡土手内42号線を走行中、町道の両側の集水ますをつなぐ横断側溝にかけられている4枚のグレーチング蓋のうち、1枚が何らかの理由で側溝に落ちており、車両の通行の際グレーチング蓋がはね上がり車両の下側底部を破損させたものです。

車両の下側底部破損の原因となったグレーチング蓋の落下は、連結部の溶接の一部が剥がれたことによる落下で、長年の車両の往来により生じたものと考えております。

記の1、和解及び損害賠償の相手方につきましては、記載のとおりです。

2の和解の内容及び3の損害賠償の額につきましては、相手方と協議を重ねた結果、破損による修理費の自己負担額を本件事故に関する一切の損害賠償額として18万5,445円を支払い、その余の請求を放棄することで和解が成立したものです。

なお、今回の事故を受けまして当該グレーチング蓋を置ける横断側溝を直ちに改修したほか、同様の事案が発生しないよう職員による点検を強化実施しております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。7番秋本好則君。

○7番（秋本好則君） 秋本です。

グレーチングの蓋についてお聞きしたいんですが、普通グレーチングの蓋をかけるときはすき間なくきちっとかけているものですから、例えば溶接が何カ所か外れたとしてもそれ自体では落ちないと思うんですが、何かすき間があってそれで落ちたのか、それとも変形していつて落ちていったのか、その辺について見解を伺いたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） グレーチング関係でございますけれども、昨年12月会議でも中名生の徳成寺のところでグレーチングの蓋がはね上がってという事故を報告させていただきましたが、それ以来構造物については2週間に一遍点検を重ねてまいりました。この際、横断側溝部を特に注意しながらということだったんですが、5月13日も実は点検をしております、その際は溶接部の異常は実は確認されませんでした。

ただ、グレーチング蓋といいましても土手内の柴田大橋の高架下の側道、平成4年に県でもってつくって町に移管されて町道になっている部分なんです、構造が普通のU字溝、落ち蓋とかじゃなくて、びたっとはまる形式じゃなくて、実は上げ蓋の蓋でございました。事前に町で実は溶接させていただいていたんですが、やはり上げ蓋ですとほんの少しのすき間でもがたつきが生じてしまう箇所も生じてくるということでございまして、実はそういったグレーチングがかかっているところ15カ所まだ町内にございますので、今回補正予算でもって修繕費を計上させていただきましたので、しっかりと直していきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） ほかにないようでございますので、以上で報告第11号専決処分の報告についてを終結いたします。

お諮りいたします。日程第5、議案第17号教育委員会教育長の任命について、日程第6、議案第18号教育委員会委員の任命については、人事案件でありますので、議員全員協議会にお諮りしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 異議なしと認めます。これより直ちに委員会室において全員協議会を開催いたします。ご参集をお願いいたします。

それでは、ただいまから休憩いたします。

なお、議員全員協議会終了次第、再開いたします。

午前 9時52分 休憩

午前10時01分 再開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

日程第5 議案第17号 教育委員会教育長の任命について

日程第6 議案第18号 教育委員会委員の任命について

○議長（高橋たい子君） 日程第5、議案第17号教育委員会教育長の任命について、日程第6、議案第18号教育委員会委員の任命について、以上2件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第17号教育委員会教育長の任命についての提案理由を申し上げます。

現在、教育委員会教育長を務めております船迫邦則氏は、令和元年9月30日をもって任期満了となりますが、再度教育長に任命したいので提案いたします。

船迫氏は、人格高潔で教育行政に卓越した識見を有し、任期3年の間、児童生徒の英語力向上を目指した「SAKURA PROJECT」や「放課後英語楽交」、桜まつりの「JOV活動」などを推進するとともに、放課後学習室や仙台大学と連携した「未来先生」事業を初めとする学習機会の拡充に努められました。

また、不登校状態の児童生徒に安心できる居場所を提供し、学校復帰に向けた多様な支援を行う「柴田町心のケアハウス」の開設など、新たな仕組みを確立し、さらに児童生徒の安全で快適な学習環境を確保するため、小中学校の大規模改造事業などに取り組まれました。

教育長としてその指導力と実行力は衆人の認めるところでございます。

つきましては、教育行政に深い造詣のある船迫邦則氏を引き続き教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

何とぞご同意くださいますようお願いいたします。

次に、ただいま議題となりました議案第18号教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

現在、教育委員会委員であります庄司洋子氏は、令和元年9月30日をもって任期満了となりますが、再度委員に任命したいので提案いたします。

庄司洋子氏は、平成28年10月1日から教育委員会委員として町の学校教育の振興、教育現場の円滑な運営に尽力され、保護者の視点から数多くの貴重な助言をいただいております。

教育に関する関心が高く、平成28年度から3年間柴田町立東船岡小学校の父母教師会会長を務められました。現在は、柴田町立船岡中学校の父母教師会副会長として、学校教育の充実発

展に貢献されております。

つきましては、このように教育の分野に造詣の深い庄司洋子氏を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めらるるものでございます。

何とぞご同意くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 本件2件に対する質疑は後日の本会議で行います。

日程第7 議案第19号 柴田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する
条例

日程第8 議案第20号 柴田町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する
条例

日程第9 議案第21号 柴田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 次に、日程第7、議案第19号柴田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例、日程第8、議案第20号柴田町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例、日程第9、議案第21号柴田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、以上3件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました議案第19号柴田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、議案第20号柴田町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、議案第21号柴田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

議案第19号につきましては、住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令が令和元年11月5日から施行されることに伴うものです。

主な改正の内容は、印鑑登録証明書等の記載事項に「旧氏」を加えるものです。あわせて、性的マイノリティーの方に配慮するため、印鑑登録証明書から性別表記を削除するものです。

議案第20号につきましては、令和元年10月から導入される軽自動車税の環境性能割について、県の自動車税との整合を図るため減免規定等を整備するものです。あわせて、環境性能割の非課税範囲の特例規定及び減免の特例規定を整備するものです。

議案第21号につきましては「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」が平成31年4月1日に施行されたことに伴うものです。

改正の内容は、放課後児童支援員の認定資格である研修の実施主体に指定都市の長を加えるものです。

以上3件について条例改正の概要を申し述べましたが、詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。初めに、議案第19号について町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） それでは、議案第19号柴田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の詳細説明を申し上げます。

改正の内容ですが、国が進める女性活躍推進の一環として旧氏、いわゆる旧姓を通称として使用しながら活躍する女性が増加している中、通称使用の拡大の取り組みを進めるため、旧氏併記が可能となる規定等を定める住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が平成31年4月17日に公布され、令和元年11月5日から施行されます。

このことに伴い、国の印鑑登録証明事務取扱要領も住民票に旧氏が記載されている場合において、旧氏併記及び旧氏印鑑の登録が行えるように改正されましたので、本町の条例も同様に改正するものです。

また、平成16年に性同一性障害の性別の取り扱いの特例に関する法律が施行され、戸籍の変更や性別適合手術が公的に認められるようになったものの、性同一性障害や同性愛者など性的少数者と言われる方の人権問題に関する社会の理解はまだ十分とは言えない状況です。

それらを踏まえ、同一性障害など性的少数者に配慮し、個人のプライバシーを尊重する観点から、印鑑登録証明書の使用の用途において記載事項に性別の表記が必要であるかを総合的に検討した結果、記載は不要であるとの判断から、本町の印鑑登録証明書から性別表記、いわゆる男女の別を削除するものでございます。

それでは、条文についてご説明いたします。議案書5ページをお開きください。

柴田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例です。

主な改正についてご説明いたします。

第3条第2項第1号は、印鑑登録についてです。登録できないものを規定していますが、登録できるものとして住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、通称等またはこれらを組み合わせたものに旧氏を加えるものです。また、同項第2号についても、職業、資格、その他氏名等に旧氏を加えるものです。

次に、第5条第4項第4号は、印鑑の登録事項についてです。住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、通称等またはこれらを組み合わせたものに旧氏を加えるものです。

次に、第13条第2項第3号は、印鑑登録の抹消の事由についてです。氏名、氏、名に変更があった場合に抹消されますが、これに旧氏を加えるものです。また、印鑑登録証明書に男女の別を記載しないことから、第14条第1項第4号を削除するものです。

その他の条文の改正につきましては、国の印鑑登録証明事務取扱要領の改正に基づき文言の整理をするものです。

附則になります。この条例は令和元年11月5日から施行するものです。

以上で柴田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についての詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、議案第20号について税務課長。

○税務課長（水上祐治君） それでは、議案第20号柴田町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について詳細説明を申し上げます。

今回の条例改正は、柴田町町税条例等の一部を改正する条例（平成31年柴田町条例第12号）の一部を改正するものでございます。

普通自動車税及び軽自動車税における環境性能割の導入経緯につきましては、消費税を10%に増税するに当たり、自動車取得税を廃止して、新たに環境性能割を創設したものでございます。当初、平成29年4月から導入される予定でしたが、消費税率を10%に増税する時期が延期されたことにより、令和元年10月1日の導入となったものでございます。

環境性能割につきましては、普通自動車税については県、軽自動車につきましては町が課税することになりますが、賦課徴収につきましては当分の間どちらも県が行うこととしております。このため、非課税基準や減免規定について県の普通自動車税と町の軽自動車税との整合性を図る必要があるため、今回町税条例の軽自動車税に係る規定等を整備するものでございます。

それでは、議案書9ページをお開き願います。改正後の欄で説明いたします。

附則第15条の2の3の条項を新たに設け、日本赤十字社の所有する軽自動車に対する非課税範囲の規定を整備するものでございます。

10ページをお開き願います。

附則第15条の3の改正は、新たに第2項、第3項を加えまして、軽自動車税環境性能割を減免または課税免除する場合は県の普通自動車税環境性能割の例によるものとし、それぞれの手続を行うというものでございます。

附則です。この条例は令和元年10月1日からの施行です。

環境性能割につきましては、この条例の施行日以後に取得された軽自動車に対して適用するものでございます。

以上で柴田町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について詳細説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、議案第21号について子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） それでは、議案第21号柴田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について詳細説明を申し上げます。

児童福祉法第6条の2第2項に規定されます放課後児童健全育成事業は、放課後児童クラブとして実施しているところです。保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1年生から6年生の児童を対象に、放課後における集団生活や遊びなど日常の生活指導を行い、健全育成とともに保護者の就労と子育ての両立を支援する事業です。

この条例は、放課後児童健全育成の適切な事業実施に当たり、設備及び運営に関する基準を定めたものです。平成31年4月1日に放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴いまして、関連する条項の整備を行うものです。

改正の内容についてですが、放課後児童クラブに配置しなければならないとされております放課後児童支援員の認定資格研修の実施主体につきまして変更するものです。これまで都道府県の長とされていたものを地方自治法第252条の19第1項で規定している指定都市の長、宮城県では仙台市が該当しますが、指定都市の長も実施できると加えられたものです。

議案書11ページをお開きください。条例の改正になります。

第10条第3項ですが、改正前の都道府県知事が行う研修の部分を、改正後、都道府県知事または地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修に改めるものでございます。

附則です。この条例は公布の日から施行するものです。

以上、詳細説明とさせていただきます。ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 本件3件に対する質疑は後日の本会議で行います。

日程第10 議案第22号 令和元年度柴田町公共下水道事業三名生汚水幹線工事請負契約について

日程第11 議案第23号 令和元年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼1号雨水幹線工事請負契約について

○議長（高橋たい子君） 次に、日程第10、議案第22号令和元年度柴田町公共下水道事業三名生汚水幹線工事請負契約について、日程第11、議案第23号令和元年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼1号雨水幹線工事請負契約について、以上2件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました議案第22号令和元年度柴田町公共下水道事業三名生汚水幹線工事請負契約について、議案第23号令和元年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼1号雨水幹線工事請負契約についての提案理由を申し上げます。

議案第22号につきましては、中名生佐野地区及び剣崎地区の下水道を整備し、水洗化の促進と生活環境の向上を図るため実施するものです。既決予算に基づき、7月16日に特別簡易型総合評価落札方式による制限付一般競争入札の入札公告を行い、8月9日に入札執行いたしました。

入札参加者は、株式会社四保工務店、丸敏建設株式会社、株式会社竹有土木、株式会社松浦組の4者でありました。入札を執行した結果、株式会社竹有土木と1億3,200万円で工事請負仮契約を8月14日に締結いたしました。

議案第23号につきましては、鷺沼排水区域の浸水被害を解消するために、公共下水道の雨水事業として実施するものです。既決予算に基づき、7月16日に特別簡易型総合評価落札方式による制限付一般競争入札の入札公告を行い、8月9日に入札執行いたしました。

入札参加者は、丸敏建設株式会社、株式会社竹有土木、株式会社松浦組の3者でありました。入札を執行した結果、丸敏建設株式会社と1億3,750万円で工事請負仮契約を8月14日に締結いたしました。

以上2件の工事請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。初めに財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） それでは、一括議題となりました工事請負契約案件2件に係る入札と契約に関する詳細説明をいたします。

初めに、議案第22号令和元年度柴田町公共下水道事業三名生汚水幹線工事請負契約につきまして説明いたします。

議案書13ページをお開きください。

この工事案件につきましては、工事設計額が5,000万円を超えておりますことから、指名委員会の内規によりまして施工能力などの価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する特別簡易型総合評価落札方式による制限付一般競争入札を執行しております。

最初に、契約の内容です。

記の1、契約の目的は、令和元年度柴田町公共下水道事業三名生汚水幹線工事です。

2の契約の方法につきましては、制限付一般競争入札による契約です。

3の契約の金額は、消費税を加算しまして1億3,200万円になります。

4の契約の相手方は、株式会社竹有土木です。

次に、入札の結果につきまして説明いたしますので、別冊の議案第22号関係資料の1ページをごらんください。

入札参加者につきましては、参加資格を仙南地域の2市7町に本社が所在する事業者とし、建設業法に規定する特定建設業の許可を受けていること、さらに価格と品質の両面から総合的にすぐれた事業者を確保する観点から、建設業法による県の土木一式の総合評価値が750点以上であることなどを条件として制限を付し、参加を求めた結果、町内業者4者と町外業者1者の計5者から入札参加申請がありました。

参加申請のあった5者について、8月5日の指名委員会において資格審査を行い、入札参加資格を有することを認めておりましたが、後ほどご説明いたしますが、8月8日に1者が入札参加を辞退したため、実際の入札参加者は記載のとおり4者となりました。

2ページをお開きください。入札結果調書になります。

入札執行日は8月9日。

予定価格につきましては、消費税抜きで1億2,741万6,000円。最低制限価格は、消費税抜きで1億1,354万5,000円です。

8月14日に仮契約を締結しております。

工期は、議決日の翌日から令和2年2月28日までとなります。

落札者決定までの経過につきまして、下の段の表で説明いたします。

この表にあります評価基準に従い入札参加申請者を評価したのですが、配点については価格以外の評価点Aが10点、価格評価点Bが90点となり、総合評価点はAプラスBの満点で100点となります。

まず、価格以外の評価項目及び評価点では、企業の施工実績などの6項目の評価点につつま

してはそれぞれ記載のとおりですが、1番の株式会社四保工務店、2番の丸敏建設株式会社、3番の株式会社竹有土木、4番の株式会社松浦組については各10点満点、5番の株式会社八重樫工務店については7点となりました。

次に、価格に関する評価では、5者のうち1番の株式会社四保工務店の入札価格が予定価格を上回り、かつ5番の株式会社八重樫工務店が入札を辞退したため、評価対象外となっております。残る3者の入札価格が予定価格と最低制限価格の範囲内にあることから、総合評価の対象となります。最低入札価格1億2,000万円で応札しました3番の株式会社竹有土木に価格評価点の満点の90点を配点し、他の事業者には3番の株式会社竹有土木の入札価格に応じた価格評価点を計算し、2番の丸敏建設株式会社が86.40点、4番の株式会社松浦組が88.52点となりました。

総合評価の結果は、合計で、2番の丸敏建設株式会社が96.40点、3番の株式会社竹有土木が100点、4番の株式会社松浦組が98.52点となり、総合評価点の最も高い株式会社竹有土木が落札者となりました。

続きまして、議案第23号令和元年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼1号雨水幹線工事請負契約につきましてご説明いたします。

議案書15ページをお開きください。

この工事案件につきましても、工事設計額が5,000万円を超えておりますので、落札者を決定する特別簡易型総合評価落札方式による制限付一般競争入札を執行しております。

最初に、契約の内容です。

記の1、契約の目的は、令和元年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼1号雨水幹線工事です。

2の契約の方法につきましては、制限付一般競争入札による契約です。

3の契約の金額は、消費税を加算しまして1億3,750万円になります。

4の契約の相手方は、丸敏建設株式会社です。

次に、入札の結果につきまして説明いたしますので、別冊の議案第23号関係資料の1ページをごらんください。

入札参加者につきましては、議案第22号と同様に参加資格を仙南地域の2市7町に本社が所在する事業者とし、建設業法に規定する特定建設業の許可を受けていること、価格と品質の両面から総合的にすぐれた事業者を確保する観点から、建設業法による県の土木一式の総合評定値が750点以上であることなどを条件とし制限を付し、参加を求めた結果、町内業者4者と町

外業者1者の計5者から入札参加申請がありました。

参加申請のあった5者について、8月5日の指名委員会において資格審査を行い、入札参加資格を有することと認めておりましたが、後ほどご説明いたしますが、8月8日、8月9日に各1者が入札参加を辞退したため、実際の入札参加者は記載のとおり3者となりました。

2ページをお開きください。入札結果調書になります。

入札執行日は8月9日。

予定価格につきましては、消費税抜きで1億3,302万1,000円。最低制限価格は、消費税抜きで1億1,834万円です。

8月14日に仮契約を締結しております。

工期は、議決日の翌日から令和2年2月28日までとなります。

落札者の決定までの経過につきまして、下の段の表で説明いたします。

この表にあります評価基準に従い入札参加申請者を評価したのですが、配点については価格以外の評価点Aが10点、価格評価点Bが90点となり、総合評価点はAプラスBの満点で100点となります。

まず、価格以外の評価項目及び評価点では、企業の施工実績などの6項目の評価点につきましてはそれぞれ記載のとおりですが、1番の株式会社四保工務店、2番の丸敏建設株式会社、3番の株式会社竹有土木、4番の株式会社松浦組については各10点満点、5番の八重樫工務店については7点となりました。

次に、価格に関する評価では、5者のうち1番の株式会社四保工務店及び5番の株式会社八重樫工務店が入札を辞退したため評価対象外となり、残る3者の入札価格が予定価格と最低制限価格の範囲内にあることから、総合評価の対象となります。最低入札価格1億2,500万円で応札しました2番の丸敏建設株式会社に価格評価点として満点の90点を配点し、他の事業者には2番の丸敏建設株式会社の入札価格に応じた価格評価点を計算し、3番の株式会社竹有土木が86.54点、4番の株式会社松浦組が89.29点となりました。

総合評価の結果は、合計で、2番の丸敏建設株式会社が100点、3番の株式会社竹有土木が96.54点、4番の株式会社松浦組が99.29点となり、総合評価点の最も高い2番の丸敏建設株式会社が落札者となりました。

以上、入札と契約に係る内容についてご説明いたしました。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 続きまして、工事概要の詳細説明を申し上げます。

議案第22号関係資料3ページをお開きください。令和元年度柴田町公共下水道事業三名生活污水幹線工事です。

初めに、左下の位置図をごらんください。

今回の施工場所は中名生佐野地区及び剣崎地区で、阿武隈急行線の高架下東側、赤丸箇所にあります県南リースの交差点からフローラメモリアルホール柴田西側交差点までの赤い線で示した場所になります。

続いて、上の平面図をごらんください。

赤い矢印線が下水道本管を示しており、施工延長は368.2メートルとなります。今回の工事はシルト質の土質の中に一部砂まじりの層があること、県道を横断している大原都市下水路の下越しや既設マンホール到達などの条件により3種類の推進工法での施工になります。赤い白抜きの丸印が最終的に内径90センチメートルの新設マンホールになります。作業中は推進機械の設置などを行う立て坑の位置ともなります。赤く塗りつぶしている小さい丸印は公共污水ますになります。最後に、左端の黒い白抜きの丸印が既設のマンホールになります。

次に、下中央の標準断面図をごらんください。

赤着色部は本工事で設置する下水道本管になります。主要地方道白石柴田線の南側歩道には町の水道管とN T T管があることから、本工事では北側歩道部の車道寄りに下水道本管を埋設いたします。本工事で埋設する下水道本管の土かぶりは上流部で4.2メートル、下流部で6.2メートルとなります。

工事概要をごらんください。

施工延長が368.2メートルとなります。本管推進工としまして圧入二工程方式、口径250ミリ管が265.4メートル、泥土圧方式250ミリ管が53.2メートル、鋼管さや管方式250ミリ管が9.7メートル、200ミリ管が23.3メートル推進いたします。また、推進管とマンホールを接続するため、立て坑内での管布設について250ミリ管を5.9メートル、200ミリ管を0.6メートル布設いたします。また、内径900ミリのマンホールを11カ所、公共污水ますと取り付け管を9カ所施工いたします。

本工事の交通規制は、主要地方道白石柴田線は車道が2車線であるため、作業中は片側交互通行で作業を行いますが、夜間は立て坑に鉄蓋をして全面開放いたします。主要地方道白石柴田線より南側の町道などは車道幅員が狭いため、作業中は車両通行どめとなりますが、夜間は先ほど同様に立て坑に蓋をして全面開放いたします。

なお、工事着手前に地域住民への工事説明会や回覧板などで工事施工や交通規制などについて

て十分に周知を図り、交通規制などの協力をお願いしながら安全に施工できるよう努めてまいりたいと考えております。

引き続きまして、議案第23号関係資料3ページをお開き願います。令和元年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼1号雨水幹線工事でございます。

初めに、左下の位置図をごらんください。

施工場所は船岡清住町地区で、これまで継続施工しております鷺沼1号雨水幹線の延伸で、消防第24班詰め所脇を通り既設鷺沼排水路に接続となる赤い線で示した場所になります。

続いて、上の平面図をごらんください。

赤着色部が新設ボックスカルバートで、施工延長は109.9メートルとなります。今回の工事は直線箇所と屈曲箇所があることから、二次製品のボックスカルバートと現場打ちの管渠の開削工法による設置となります。平面図左側の黒く着色部は既設ボックスカルバートです。

次に、下中央の標準横断図をごらんください。

赤着色部が本工事で設置しますボックスカルバートになります。整備済みの下流側と同様に道路部にボックスカルバートを設置いたします。本工事での掘削深さは2.7メートルから2.8メートルとなります。

最後に、工事概要をごらんください。

施工延長が109.9メートルとなります。ボックスカルバートの幅2.6メートル、高さ1.4メートルが49.1メートル、幅2.2メートル、高さ1.4メートルが48.2メートル、現場打ち管渠の幅2.6メートル、高さ1.4メートルが4.1メートル、幅2.2メートル、高さ1.4メートルが8.5メートルとなります。

本工事の交通規制は、資材や施工機械の配置により終日通行どめとなります。工事着手前に地域住民への説明や回覧板などでの工事施工や交通規制について十分周知を図り、交通規制などの協力をお願いしながら安全に施工できるよう努めてまいりたいと考えております。

工事概要の詳細説明については以上となります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 本件2件に対する質疑は後日の本会議で行います。

ただいまから休憩いたします。

11時再開といたします。

午前10時42分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

日程第 1 2 議案第 2 4 号 令和元年度東船岡小学校大規模改造工事（建築工事）
（債務負担行為）請負契約について

日程第 1 3 議案第 2 5 号 令和元年度東船岡小学校大規模改造工事（機械設備工
事）（債務負担行為）請負契約について

○議長（高橋たい子君） 日程第12、議案第24号令和元年度東船岡小学校大規模改造工事（建築工事）（債務負担行為）請負契約について、日程第13、議案第25号令和元年度東船岡小学校大規模改造工事（機械設備工事）（債務負担行為）請負契約について、以上2件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました議案第24号令和元年度東船岡小学校大規模改造工事（建築工事）（債務負担行為）（繰越明許）請負契約について及び議案第25号令和元年度東船岡小学校大規模改造工事（機械設備工事）（債務負担行為）（繰越明許）請負契約についての提案理由を申し上げます。

東船岡小学校は、昭和63年度に建設され、既に30年が経過し老朽化が著しくなっております。

今回は、校舎内外壁の補修及び塗装、校舎屋上の防水改修、床の張りかえ、給排水配管改修などを行うものです。また、屋内運動場は外壁の補修及び塗装、屋根の防水改修、アリーナ部分の床研磨などを行います。

本事業は国の令和元年度当初予算で採択され、工事発注の準備を進めてまいりました。

なお、本工事は建築、機械設備、電気設備工事に分離発注するもので、既存予算に基づき、7月16日に特別簡易型総合評価落札方式による制限付一般競争入札の公告を行い、8月9日に入札執行いたしました。

議案第24号につきましては建築工事が対象となっております。

入札参加者は、株式会社四保工務店、株式会社サカモト、株式会社松浦組の3者でありました。入札を執行した結果、株式会社四保工務店と1億9,800万円で工事請負仮契約を8月14日に締結いたしました。

議案第25号につきましては、機械設備工事が対象となっております。

入札参加者は、株式会社登勇管工設備、有限会社高美住設、株式会社エコー設備工業、株式

会社白石ハウジングの4者でありました。入札を執行した結果、有限会社高美住設と8,228万円で工事請負仮契約を8月14日に締結いたしました。

以上、2件の工事請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

ちょっと訂正をさせていただきます。先ほど議案の中で「(債務負担行為) (繰越明許)」と2件、24号、25号申し上げましたが、繰越明許ではございませんでしたので訂正をさせていただきます。

○議長(高橋たい子君) 補足説明を求めます。初めに、財政課長。

○財政課長(鈴木俊昭君) それでは、一括議題となりました工事請負契約案件2件に係る入札と契約に関する詳細説明をいたします。

初めに、議案第24号令和元年度東船岡小学校大規模改造工事(建築工事)(債務負担行為)請負契約です。

議案書17ページをお開きください。

この工事案件につきましては、工事設計額が5,000万円を超えておりますことから、指名委員会の内規によりまして、施工能力など価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する特別簡易型総合評価落札方式による制限付一般競争入札を執行しております。

最初に、契約の内容です。

記の1、契約の目的は、令和元年度東船岡小学校大規模改造工事(建築工事)(債務負担行為)です。

2の契約の方法につきましては、制限付一般競争入札による契約です。

3の契約の金額は、消費税を加算しまして1億9,800万円になります。

4の契約の相手方は、株式会社四保工務店です。

次に、入札の結果につきまして説明いたしますので、別冊の議案第24・25号関係資料の1ページをごらんください。

入札参加者につきましては、参加資格を県南地域の4市9町に本社が所在する事業者とし、建設業法に規定する特定建設業の許可を受けていること、さらに価格と品質の両面から総合的にすぐれた事業者を確保する観点から、建設業法による県の建築一式の総合評定値が750点以上であることなどを条件として制限を付し、参加を求めた結果、記載のとおり、町内業者3者

から入札参加申請がありました。

この参加申請のあった3者について、8月5日の指名委員会において資格審査を行い、入札参加資格を有することと認めております。

2ページをお開きください。入札結果調書になります。

入札執行日は8月9日。

予定価格につきましては、消費税抜きで1億9,051万円。最低制限価格は、消費税抜きで1億7,145万9,000円です。

8月14日に仮契約を締結しております。

工期は、議決日の翌日から令和2年12月18日までとなります。

落札者決定までの経過につきまして、下の段の表で説明いたします。

この表にあります評価基準に従い入札者を評価したのですが、配点については価格以外の評価点Aが10点、価格評価点Bが90点となり、総合評価点はAプラスBの満点で100点となります。

まず、価格以外の評価項目及び評価点では、企業の施工実績などの6項目の評価点につきましてはそれぞれ記載のとおりですが、1番の四保工務店が10点、2番の株式会社サカモトが4点、3番の株式会社松浦組が10点となりました。

次に、価格に関する評価では、3者全ての入札価格が予定価格と最低制限価格の範囲内にあることから、総合評価の対象となりました。最低入札価格1億8,000万円で応札しました1番の株式会社四保工務店に価格評価点として満点の90点を配点し、他の事業者には1番の株式会社四保工務店の入札価格に応じた価格評価点を計算し、2番の株式会社サカモトが87.00点、3番の株式会社松浦組が88.04点となりました。

総合評価の結果は、合計で、1番の株式会社四保工務店が100点、2番の株式会社サカモトが91点、3番の株式会社松浦組が98.04点となり、総合評価点の最も高い株式会社四保工務店が落札者となりました。

続きまして、議案第25号令和元年度東船岡小学校大規模改造工事（機械設備工事）（債務負担行為）請負契約につきまして説明をいたします。

議案書19ページをお開きください。

この工事案件につきましても、工事設計額が5,000万円を超えておりますことから、議案第24号と同様に特別簡易型総合評価落札方式による制限付一般競争入札を執行しております。

最初に、契約の内容です。

記の1、契約の目的は、令和元年度東船岡小学校大規模改造工事（機械設備工事）（債務負担行為）です。

2の契約の方法につきましては、制限付一般競争入札による契約です。

3の契約の金額は、消費税を加算しまして8,228万円になります。

4の契約の相手方は、有限会社高美住設です。

次に、入札の結果につきまして説明いたしますので、同じく別冊の関係資料の3ページをごらんください。

入札参加者につきましては、参加資格を県南地域の4市9町に本社が所在する事業者とし、建設業法に規定する一般建設業の許可を受けていること、さらに価格と品質の両面から総合的にすぐれた事業者を確保する観点から、建設業法による県の管工事の総合評定値が750点以上であることなどを条件として制限を付し、参加を求めた結果、記載のとおり、町内業者3者、町外業者1者の4者から入札参加申請がありました。

この参加申請のあった4者について、8月5日の指名委員会において資格審査を行い、入札参加資格を有することと認めております。

4ページをお開きください。入札結果調書になります。

入札執行日は8月9日。

予定価格につきましては、消費税抜きで7,810万円。最低制限価格は、消費税抜きで7,029万円です。

8月14日に仮契約を締結しております。

工期は、議決日の翌日から令和2年12月18日までとなります。

落札者の決定までの経過につきまして、下の段の表で説明いたします。

この表にあります評価基準に従い入札者を評価したのですが、配点については価格以外の評価点Aが10点、価格評価点Bが90点となり、総合評価点はAプラスBの満点で100点となります。

まず、価格以外の評価項目及び評価点では、企業の施工実績などの6項目の評価点につきましてはそれぞれ記載のとおりですが、1番の株式会社登勇管工設備、2番の有限会社高美住設はともに8点、3番の株式会社エコー設備工業は7点、4番の株式会社白石ハウジングが4点となりました。

次に、価格に関する評価では、4者の入札価格は、予定価格と最低制限価格の範囲内にあることから、総合評価の対象となりました。最低入札価格7,480万円で応札しました2番の有限

会社高美住設に価格評価点として満点の90点を配点し、他の事業者には2番の有限会社高美住設の入札価格に応じた価格評価点を計算し、1番の株式会社登勇管工設備が89.17点、3番の株式会社エコー設備工業が88.12点、4番の株式会社白石ハウジングが86.86点となりました。

総合評価の結果は、合計で、1番の株式会社登勇管工設備が97.17点、2番の有限会社高美住設が98点、3番の株式会社エコー設備工業が95.12点、4番の株式会社白石ハウジングが90.86点となり、総合評価の点の最も高い有限会社高美住設が落札者となりました。

以上、入札と契約に係る内容についてご説明いたしました。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 続きまして、工事内容について補足説明をいたします。

議案第24、25号関係資料の5ページをお願いいたします。

5ページは東船岡小学校の配置図と施設概要、工事概要となります。本工事の対象範囲を斜線部分で示したものでございます。校舎と屋内運動場の大規模改造工事となり、工事期間は令和2年12月18日までの2カ年事業となります。

右側の表の工事概要をごらんください。

まず、建築工事については、校舎については屋上防水改修と外壁の塗りかえを行います。内部は教室等の床の張りかえ、壁、天井の塗りかえを行います。屋内運動場については、屋根の防水塗装と外壁の補修、塗りかえを行います。内部はアリーナ部分の床の研磨を行います。

機械設備工事については、校舎の給排水配管の改修とFF式暖房機器等の更新をするものです。屋内運動場のトイレについては洋式化と床のドライ化等の改修を行います。

なお、分離発注となる電気設備工事では、校舎教室等の照明をLED電灯に取りかえを行い、各教室への校内LANの整備を行います。屋内運動場については、高天井照明をLED電灯に取りかえを行い、落下防止を図ります。

6ページ、7ページは校舎1階から屋上までの平面図となります。

校舎の床改修範囲を示しております。各階の教室と廊下の壁、天井を塗りかえ、床は既存の床材の上から塩ビシートで仕上げます。また、教室の出入り口の建具を交換します。2階、3階のバルコニーの防水工事と手すりの塗りかえも行います。教室のFF式暖房機器を更新し、灯油の地下タンクを地上式オイルタンクにいたします。それに伴いオイル配管のルート変更を行います。教室の照明をLED電灯に交換するとともに、4灯から6灯に増設いたします。屋上及び屋根の防水改修については、アスファルト防水となります。

次に、8ページをごらんください。校舎の立面図になります。

工事内容は北側、南側とも共通になります。外壁についてはサッシ周りのシーリングの打ちかえ、ひび割れなどの補修を行い、塗りかえます。あわせて、縦樋の塗りかえも行います。

次に、9ページをごらんください。屋内運動場の平面図になります。

床を研磨し、ラインの引き直しを行います。トイレについては洋式便器への交換、床のドライ方式への変更、壁等の改修を行います。

最後に、10ページの屋内運動場の立面図をごらんください。

外壁については校舎と同じくサッシ周りのシーリングの打ちかえ、ひび割れなどの補修を行い、塗りかえを行います。あわせて、縦樋の撤去新設も行い、屋根については防水、さびどめ塗料により塗りかえを行います。

以上で工事内容の補足説明といたします。よろしくお願いたします。

○議長（高橋たい子君） 本件2件に対する質疑は後日の本会議で行います。

日程第14 議案第26号 令和元年度柴田町一般会計補正予算

日程第15 議案第27号 令和元年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算

日程第16 議案第28号 令和元年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算

日程第17 議案第29号 令和元年度柴田町介護保険特別会計補正予算

日程第18 議案第30号 令和元年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算

日程第19 議案第31号 令和元年度柴田町水道事業会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 日程第14、議案第26号令和元年度柴田町一般会計補正予算、日程第15、議案第27号令和元年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算、日程第16、議案第28号令和元年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算、日程第17、議案第29号令和元年度柴田町介護保険特別会計補正予算、日程第18、議案第30号令和元年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算、日程第19、議案第31号令和元年度柴田町水道事業会計補正予算、以上6件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました議案第26号令和元年度柴田町一般会計補正予算について、議案第27号令和元年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算について、議案第28号令和元年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算について、議案第29号令和元年度柴田町介護保険特別会計補正予算について、議案第30号令和元年度柴田町後期高齢者医療特

別会計補正予算について、議案第31号令和元年度柴田町水道事業会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

議案第26号につきましては、平成30年度一般会計決算による歳計剰余金を初め、緊急の対応に要する経費や、議会や住民の要望等に対応するためなどについて補正するものです。

補正の主なものは、歳入として地方交付税、国県支出金、繰入金、繰越金、町債などの補正を行い、歳出としては施設等利用給付費、町道成田1号線補修改修工事、一般町道維持改修工事、指定避難所防災基盤整備工事及び特定目的基金への積み立てなどに要する経費を措置するものです。また、4月の人事異動に伴う人件費の補正を行うほか、債務負担行為の追加並びに地方債の追加及び変更を行うものであります。

歳入歳出それぞれ3億5,766万4,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ133億2,374万9,000円とするものです。

議案第27号につきましては、平成30年度国民健康保険事業特別会計決算による歳計剰余金の繰り越しによるものです。

補正の主なものは、歳入として繰越金の増額であります。歳出としては、歳計剰余金の財政調整基金への積立金の補正であります。

歳入歳出それぞれ739万8,000円を追加し、補正後の予算総額を40億1,176万2,000円とするものです。

議案第28号につきましては、平成30年度公共下水道事業特別会計決算による歳計剰余金を初め、緊急の対応に要する経費などについて補正するものです。

補正の主なものは、歳入として一般会計繰入金、繰越金などの補正を行い、歳出としては公共下水道事業に伴う家屋補償及び鷺沼排水区整備事業に要する経費を措置するもので、また、4月の人事異動に伴う人件費の補正を行うものです。

歳入歳出それぞれ1,192万5,000円を追加し、補正後の予算総額を16億3,082万9,000円とするものです。

議案第29号につきましては、平成30年度介護保険特別会計決算による歳計剰余金の繰り越し及び国県支出金等の償還金等によるものです。

補正の主なものは、歳入として繰越金の増額及び国庫支出金の増額であります。歳出としては、介護給付費準備基金への積み立て、介護給付費の確定による国等への返還金、一般会計への繰出金及び総務費の増額などの補正であります。

歳入歳出それぞれ9,162万6,000円を追加し、補正後の予算総額を30億6,484万9,000円とする

ものです。

議案第30号につきましては、平成30年度後期高齢者医療特別会計決算による歳計剰余金の繰り越しによるものです。

補正の主なものは、歳入として繰越金の増額であります。歳出としては、宮城県後期高齢者医療広域連合への納付金の増額及び一般会計繰出金の増額であります。

歳入歳出それぞれ343万7,000円を追加し、補正後の予算総額を3億9,311万円とするものです。

議案第31号につきましては、4月の人事異動等に伴う人件費、葉坂農地ほ場整備事業に伴う水道本管移設工事負担金及び工事請負費を補正するものです。

収益的収入支出では、収入の補正はなく、支出のみの補正となります。

収益的支出は434万8,000円を減額し、補正後の予算総額を12億1,821万1,000円とするものです。

資本的収入は956万6,000円を追加し、補正後の予算総額を7,956万8,000円とするものです。

資本的支出は1,822万2,000円を追加し、補正後の予算総額を4億3,785万4,000円とするものです。

以上、各種会計の補正予算の概要を申し述べましたが、詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

先ほど議案第26号の中で「町道成田1号線」と言いましたけれども、「農道成田1号線」の誤りでございます。訂正をさせていただきます。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。初めに、議案第26号について財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） それでは、議案第26号令和元年度柴田町一般会計補正予算の詳細説明をいたします。

議案書21ページをお開きください。

議案第26号令和元年度柴田町一般会計補正予算です。

第1条です。今回の補正は、ただいま町長が提案理由で申し上げましたが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,766万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ133億2,374万9,000円とするものです。

主なものについてのみ説明をさせていただきます。

26ページをお開きください。

第2表債務負担行為の補正です。追加3件となります。

会議録作成業務委託料については、令和2年度当初から執行予定の会議録作成業務委託について、令和元年度中に契約行為などの事前手続を行うため、記載のとおり期間、限度額を設定するものです。

次の柴田町地域活動支援センター指定管理委託料は、指定管理の期間が今年度で終了するために、新たに指定管理を行うために令和2年度から令和6年度までの期間において想定事業量に係る限度額を設定するものです。

社会科副読本印刷製本業務については、町内小学校3、4年生社会科に使用する副読本改訂に伴う印刷製本業務を、記載のとおり期間、限度額を設定するものです。

次のページになります。

第3表地方債補正です。追加1件、変更4件となります。

追加は農道成田1号線舗装改修工事を実施するための農道整備事業費として1,270万円を追加いたします。

変更の4件のうち、鉄道施設総合安全対策事業費は阿武隈急行車両更新費用の補助額の変更に伴う80万円の増額であります。

次の地方道路等整備事業費については、町道槻木76号線及び船迫30号線道路維持改修工事を実施するための1,040万円の増額であります。

次の緊急防災・減災事業費については、指定避難所として船岡体育館に授乳室の設置や農村環境改善センター西住公民館、船岡体育館、船岡小学校体育館の各トイレの整備内容の見直し及び小型消防ポンプつき軽積載車購入により1,840万円の増額であります。

次のページになります。

臨時財政対策費の起債限度額を、国から発行可能額が示されたことにより、4億4,190万円から4億2,620万円に1,570万円減額いたします。

次に、31ページをお開きください。

歳入です。

主なものについてのみ説明をさせていただきます。

11款1項1目地方特例交付金1,843万7,000円の増は、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う減収を補填するための特例交付金の交付額決定による増額補正となります。

2項1目子ども・子育て支援臨時交付金2,214万4,000円の増は、10月から始まる幼児保育無償化の実施による町内の私立幼稚園に係る町負担分を今年度限り交付されるもので、交付額見

込み額を増額補正するものです。

12款1項1目地方交付税9,646万円の増は、普通交付税の額の確定によるものとなりますが、主な要因は基準財政需要額において、社会福祉費の単位費用の増額などにより増額補正となったものです。

次に、16款1項1目4節児童福祉費負担金は、幼児保育無償化による町内の私立保育園に係る施設利用給付金のうち、国負担分4,352万3,000円を増額補正するものです。

次のページになります。

6節子ども・子育て支援事業費補助金は、幼児保育無償化に係る事務経費に係る補助金251万5,000円を増額補正するものです。

17款1項1目5節児童福祉費負担金は、幼児保育無償化による町内私立保育園に係る施設利用給付金のうち、県負担分2,176万1,000円を増額するものです。

次のページになります。

20款1項1目他会計繰入金673万9,000円の増は、後期高齢者医療特別会計と介護保険特別会計における平成30年度決算に伴う繰入金をそれぞれ計上いたします。

2目基金繰入金5,764万5,000円の増ですが、財政調整基金を1億2,847万6,000円を繰り戻します。なお、歳出で説明いたしますが、平成30年度で決算に伴います歳計剰余金の2分の1相当額4,277万8,000円の積み立てを行っておりますので、これによります財政調整基金の残高は12億1,738万4,243円となります。また、ふるさと柴田応援基金2億344万円の増につきましては、平成30年度に積み立てしましたふるさと柴田応援寄附金を繰り入れするものです。さらに、当初予算で繰り入れしていた学校給食センター建設等整備基金1,731万9,000円全額を繰り戻しいたします。

21款1項1目1節前年度繰越金につきましては、平成30年度決算により生じた歳計剰余金8,555万7,000円から当初予算計上額の繰越金3,000万円を差し引きました5,555万7,000円を計上いたします。

22款4校2目5節雑入のうち、保育所副食費402万3,000円は、幼児保育無償化に伴い新たに3歳児から5歳児の副食費を徴収することによる増額補正となります。

次のページになります。

23款1項町債につきましては、第3表地方債補正でご説明したとおりでございます。

次に35ページ、歳出です。

歳入と同様に、主なものについてのみ説明をさせていただきます。

初めに、各科目にわたり給料、職員手当等、共済費の職員人件費の増額または減額補正を行っております。これにつきましては、主に4月の職員人事異動等に伴うものですので、省略させていただきます。

36ページをお開きください。

2款1項2目12節役務費610万5,000円の増は、ふるさと柴田応援寄附金に関し首都圏向け等の広告料を補正計上するものです。

19節負担金補助及び交付金のうち、250万円の増は新たにふるさと納税返礼品の開発に要する費用を補助するものです。

次のページになります。

2款1項5目13節委託料528万4,000円の増は、新たに公用バス運行を民間に委託するために補正計上するものです。

14節使用料及び賃借料14万8,000円の増は、新たに電気自動車の軽自動車のリースに要する費用を補正計上するものです。

15節工事請負費152万8,000円の増のうち、上名生字新大原及び船岡宇東原前地区の水路改修工事については、水路敷き、いわゆる青線の土水路を改修するため補正計上するものでございます。

18節備品購入費292万1,000円の増は、教育委員会事務室等の会議用テーブルなどを購入するため補正計上するものです。

6目25節積立金4,277万8,000円の増は、歳入でもご説明いたしましたが平成30年度の決算による歳計剰余金が8,555万7,000円となりましたので、この歳計剰余金の2分の1相当額を財政調整基金に積み立てるものです。

38ページをお開きください。

10目15節工事請負費582万5,000円の増は、交通安全施設新設改良工事として路面標示を町道船岡32号線及び町道船岡新栄53号線に再配置し、車線減速表示を町道船岡32号線に設置などを行います。また、防犯灯新設改良工事では、LED防犯灯、計15基を設置するものです。

次のページになります。

2項1目23節償還金利子及び割引料600万円の増は、法人税確定申告により還付が生じたため、過誤納還付金を計上するものです。

41ページをお開きください。

3款1項3目23節償還金利子及び割引料562万6,000円の増は、平成30年度障害者自立支援給

付費の実績報告による返還金を計上するものです。

次のページをお開きください。

2項1目15節工事請負費335万1,000円の増は、西船迫保育所ホールの床浮き上がり等を改修するため計上するものです。

次のページになります。

8目19節負担金補助及び交付金のうち、歳入でもご説明いたしましたが、幼児保育無償化による町内の私立保育園等に係る施設等利用給付金を8,704万7,000円計上するもので、補足給付副食費114万8,000円は町内私立幼稚園利用で世帯収入360万円未満世帯の負担軽減としての補助金を計上するものです。

45ページをお開きください。

6款1項8目15節工事請負費2,268万7,000円の増は、来年4月開園予定の（仮称）しばたペンギン国際幼稚園の進入路の整備や農道葉坂9号線舗装新設工事、農道成田1号線舗装改修工事をそれぞれ計上するものです。

9目13節委託料664万7,000円の増は、四日市場排水機場の遊水池のしゅんせつを行うために計上するものです。

15節工事請負費297万円の増は、水利権による取水量の管理のために老朽化した葦神堰取水水位計設置工事のために計上するものです。

次のページをお開きください。

7款1項3目15節工事請負費627万円の増は、経年劣化により使用できなかった船岡駅車椅子用階段昇降機を更新するための工事費を計上するものです。

次のページになります。

8款1項1目19節負担金補助及び交付金については、スクールゾーン内危険ブロック塀除却事業補助147万円を増額計上するものです。

次のページをお開きください。

2項2目11節需用費2,000万円の増は、船岡土手内42号線及び町道槻木118号線などの修繕料を計上しています。

13節委託料1,224万8,000円の増は、町道樹木剪定委託、町道側溝清掃委託、産業廃棄物処理委託及び除雪委託料をそれぞれ増額計上するものです。

14節使用料及び賃借料725万2,000円の増は、除雪機械借上料を計上するものです。

15節工事請負費1,158万1,000円の増は、一般町道維持改修工事として町道槻木76号線及び町

道船迫30号線の道路維持改修工事を補正計上するものです。

3項1目13節委託料367万5,000円の増は、槻木五間掘環境整備委託料及び普通河川浚渫委託料を計上するものです。

次のページになります。

4項5目13節委託料2,722万7,000円の増は、テングス病駆除と飼育、剪定や再生を行うさくら育成管理委託料及び公園草刈委託料、公園樹木等管理委託料をそれぞれ増額補正し、遊具点検委託料、都市公園台帳整備委託料及び公園施設実施設計委託料を補正計上するものです。

15節工事請負費は1,451万1,000円を増額補正しています。公園施設整備工事として、白石川千桜公園花壇整備及び船岡城址公園園路整備工事のほか、公園遊具更新工事では南浦公園遊具更新工事を行います。

9款1項1目15節工事請負費1,206万1,000円の増は、指定避難所防災基盤工事として船岡体育館に新たに授乳室を設置し、農村環境改善センター、西住公民館、船岡体育館及び船岡小学校体育館の各トイレについて、避難所トイレとしてより快適なものに整備するものであります。

18節備品購入費873万4,000円の増は、消防防災用にトランシーバー及び小型消防ポンプつき軽積載車を整備するための計上であります。

次のページをお開きください。

10款1項2目15節工事請負費710万円の増は、槻木中学校外一部洋式化されていないトイレを改修するために計上するものです

52ページをお開きください。

5項2目15節工事請負費528万円の増は、船岡生涯学習センター駐車場の舗装工事を行うために計上するものです。

次のページになります。

4目15節工事請負費1,051万6,000円の増は、図書館内児童コーナー外の改修工事及び昨年取得しました図書館用地に身障者用駐車場設置工事を行うために計上するものです。

25節積立金には、図書館建設基金に733万9,000円の積み立てを行います。財源につきましては、歳入でご説明いたしましたとおり、平成30年度決算で確定しましたふるさと柴田応援基金繰入金を充てております。これによります基金の残高は2億1,195万9,461円となります。

次のページをお開きください。

6項1目25節積立金113万4,000円の増につきましても、財源をふるさと柴田応援基金繰入金としまして、スポーツ振興基金に積み立てを行います。これによります基金の残高は5億

5,162万8,424円となります。

2目15節工事請負費769万1,000円の増は、柴田球場バックスクリーン及びスコアボード塗装修繕工事並びにバックネット外改修工事などを計上しております。

3目25節積立金392万5,000円の増につきましても、同じくふるさと柴田応援基金繰入金を財源としまして、学校給食センター建設等整備基金に積み立てを行います。これによります基金の残高は2億2,757万5,448円となります。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、議案第27号について健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） それでは、詳細説明をさせていただきます。

議案書59ページをお開きください。

議案第27号令和元年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算です。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ739万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ40億1,176万2,000円とするものです。

今回の補正につきましては、町長が提案理由で申し上げましたとおり、平成30年度の決算に伴う補正となります。

主なものについて説明をさせていただきます。

62ページになります。

歳入です。

初めに、6款2項1目財政調整基金繰入金501万4,000円の増額ですが、これにつきましては柴田町国保事業財政調整基金の基金条例により、平成30年度決算に伴う歳計剰余金1,238万4,712円の2分の1以上に相当する728万5,000円を基金に積み立てるため、繰越金と財政調整基金繰入金の財源を組み替える基金の運用を行ったものです。

7款1項1目繰越金238万4,000円の増額ですが、平成30年度の決算に伴い、歳計剰余金を繰り越すものです。

次に、63ページです。

歳出です。

6款1項1目財政調整基金積立金728万5,000円の増額です。これにつきましては、歳入で説明しましたとおり歳計剰余金の2分の1以上に相当する額を基金に積み立てをするものです。

なお、財政調整基金の残額は、令和元年度当初予算で6,245万円を基金から繰り入れしているために、9月補正後の基金残高は4億8,666万6,817円となりました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、議案第28号について上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 議案書65ページをお願いいたします。

議案第28号令和元年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算につきまして、詳細説明を申し上げます。

第1条です。歳入歳出予算それぞれ1,192万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億3,082万9,000円に補正するものでございます。

68ページをお願いいたします。

歳入になります。

4款1項1目他会計繰入金359万6,000円の減は、一般会計への戻し入れを行うものであります。

5款1項1目繰越金1,522万9,000円の増は、平成30年度の歳入歳出差し引き額から平成31年度の繰越額を控除した剰余金となります。

6款3項1目雑入29万2,000円の増は、下水道事業の研修参加に対し公益社団法人宮城県建設センターからの研修助成金を見込むものであります。

続いて、69ページ。

歳出です。

主な項目についてご説明申し上げます。

2款1項1目公共下水道建設費ですが、70ページに移りまして13節委託料としまして3件ございます。1件目、汚水枝線工事実施設計委託料200万円の増は、現在整備工事を進めております大原地区におきまして私道での公共下水道管理設の協議が整ったことから設計委託料を計上するものです。2件目の鷺沼排水区雨水整備工事監理委託料750万円の補正ですが、本日議案第23号にて説明させていただきました鷺沼1号雨水幹線工事における現場での施工監理や工程調整等の業務委託を計上するものであります。3件目、鷺沼排水区雨水整備（5号調整池中央底版部）詳細設計業務委託料750万円の計上ですが、ことし3月会議において請負契約の議決をいただき工事を進めております鷺沼5号調整池におきまして次期工事となります中央部掘削及び底版部の安定性及び地下水の処理方法について検討を行う詳細設計が必要であることから、設計委託料の補正をお願いするものであります。

続いて、15節工事請負費鷺沼排水区雨水整備工事1,200万円の減ですが、ことし3月会議におきまして平成29年度鷺沼1号雨水幹線工事繰越明許の変更請負契約の議決をいただき整備区

間の延伸を図ることができたことにより、既設水路接続までの今年度の施工区間が短縮することができたことから、工事費の減額を行うものでございます。

22節補償補填及び賠償金2件であります。1件目は、公共下水道事業に伴う家屋補償費208万7,000円の補正です。過年度の下水道本管工事に起因しての家屋沈下であり、昨年度補償費算定を行いまして、家屋の機能回復に要する基礎コンクリートの打ちかえと床板の張りかえ等の復旧に要する補償費を計上するものであります。2件目の鷺沼排水区雨水整備物件移転補償費300万円の減額補正ですが、今年度の鷺沼1号雨水幹線の施工に伴い電力柱及びN T T柱等の移設を計画していましたが、関係機関との協議が調ったことから減額補正をするものであります。

最後に、5款1項1目公債費の元金ですが、財源の組み替え補正を行うものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、議案第29号について福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） それでは、議案第29号平成元年度柴田町介護保険特別会計補正予算について詳細説明をいたします。

議案書の73ページをごらんください。

今回の補正予算については、先ほど町長が申し上げたとおり、平成30年度介護保険特別会計決算に伴う歳計剰余金の繰り越しにより、国庫支出金、支払基金、県支出金のおのおの償還金、また基金の積立金などが主な補正となります。

第1条です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,162万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億6,484万9,000円とするものです。

歳入について説明いたします。

77ページをごらんください。

主な項目のみ説明いたします。

3款国庫支出金2項国庫補助金4目介護保険事業補助金61万円の増額は、介護福祉士の処遇改善等に係る介護保険システム改修の国庫補助金の補正となります。

7款1項1目介護給付費繰入金2節事務費繰入金の213万5,000円は、介護認定事務に係る臨時職員の賃金と介護保険システムの改修に係る町負担分の事務費の繰入金になります。

8款の繰越金の8,888万1,000円の増額は、平成30年度の介護保険特別会計の決算に伴う繰越金となります。

続きまして、歳出の補正について説明いたします。

78ページをごらんください。

1 款 1 項 1 目一般管理費 7 節賃金112万5,000円の増額は、介護認定事務補助員の雇用期間の延長に伴う補正となります。

同じく13節の委託料162万円の増額は、歳入でもご説明したとおり介護福祉士処遇改善等に係る介護保険システムの改修の委託料となります。

2 款 1 項 1 目居宅介護サービス給付費2,898万3,000円の増額は、給付費の増加見込みによる補正となります。

79ページをごらんください。

4 款 2 項 4 目認知症総合支援事業11節需用費15万4,000円の増額は、認知症ケアパスの作成に伴う印刷製本費の増額となります。

5 款 1 項 1 目基金積立金3,005万5,000円の増額は、平成30年度の介護保険事業の精算に伴う決算剰余金を介護保険給付費準備基金に積み立てるものであります。今回の積立金により、介護給付費準備基金残高は1億9,414万2,395円となる見込みです。

7 款 1 項 1 目償還金の23節償還金利子及び割引料の2,359万5,000円の増額は、平成30年度介護保険事業の決算に伴う国庫、支払基金、県への償還金となります。

同じく2項1目他会計繰出金597万4,000円の増額は、平成30年度介護保険事業の決算に伴い一般会計から多く繰り出されていた分を一般会計に戻し入れをするものです。

以上で詳細説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

先ほど議案第29号の題名のところを「平成元年度」と申し上げたものは、正しくは「令和元年度」でございます。訂正させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、議案第30号について健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書81ページをお開きください。

議案第30号令和元年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算です。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ343万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億9,311万円とするものです。

今回の補正につきましては、町長が提案理由で申し上げましたとおり、平成30年度の決算に伴う補正となります。

続いて、84ページをお開きください。

歳入です。

4款1項1目繰越金343万7,000円の増額ですが、平成30年度の決算に伴い歳計剰余金を繰り越すものです。

次に、歳出になります。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金267万2,000円の増額ですが、歳入の繰越金が増額となったことにより、広域連合への納付金を増額するものです。

次に、3款2項1目一般会計繰出金76万5,000円の増額ですが、平成30年度の事務費繰入金分について精算により一般会計に戻し入れをするものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、議案第31号について上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 議案第31号令和元年度柴田町水道事業会計補正予算の詳細説明を申し上げます。

議案書85ページでございます。

第2条です。予算第2条に定めております業務の予定量を次のように改めるものです。主要な建設改良事業、既決予定額2億5,217万6,000円に1,822万2,000円増額しまして、2億7,039万8,000円に補正を行うものです。

第3条です。予算第3条に定めております収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入の補正はございません。

支出です。

第1款水道事業費、既決予定額12億2,255万9,000円から434万8,000円を減額し、補正後の額を12億1,821万1,000円とするものです。

第4条です。予算第4条に定めております資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入です。

第1款資本的収入、既決予定額7,000万2,000円に956万6,000円増額し、7,956万8,000円とするものです。

議案書86ページをお開きください。

支出です。

第1款資本的支出、既決予定額4億1,963万2,000円に1,822万2,000円を増額し、補正後の額を4億3,785万4,000円とするものです。

収益的収入及び支出、資本的収入及び支出の詳細につきましては、後ほどご説明させていただきます。

第5条です。予算第7条に定めております職員給与費既決予定額4,482万9,000円から702万3,000円減額し、3,780万6,000円に改めるものです。

議案書95ページをお開きください。

収益的収入支出補正予定額実施計画明細書になります。重立ったものについて説明申し上げます。

収入については補正はありません。

支出です。

1款水道事業費1項営業費用ですが、1目、2目、4目における給料、手当、法定福利費等の人件費については、人事異動等に伴う増額及び減額補正をお願いするものです。

1目原水及び浄水費17節修繕費300万円の増額につきましては、今年度の施設点検において山田沢配水場の配水側の緊急遮断弁の駆動部の劣化と船迫配水場地下室の排水ポンプのふぐあいが確認されたことから、修繕の追加をお願いするものです。

4目総係費の7節備用品費ファームバンキング用パソコン39万5,000円及び15節手数料ファームバンキング更新手数料4万4,000円の増額ですが、銀行口座から引き落として水道使用料を納めていただいている方は金融機関にシステムデータを伝送し会計業務を行っております。このシステムにおいてパソコンのウィンドウズ形式、現在使用のウィンドウズ7からウィンドウズ10に対応するため、パソコン2台の購入とシステムの更新手数料をお願いするものです。

次に、議案書96ページをお願いいたします。

資本的収入支出補正予定額実施計画明細書になります。

収入です。

1款資本的収入2項1目工事負担金1節工事負担金ですが、葉坂地区の農地ほ場整備事業において事業主体となる宮城県大河原地方振興事務所が実施設計したところ、町の水道本管2カ所が支障となるため、移転工事に係る工事負担金956万6,000円の増額補正を行うものです。

支出です。

8節委託料としまして配水管布設工事实施設計委託料（その2）550万円ですが、葉坂ほ場整備事業の次年度の施工計画において町水道本管が支障となり移設が必要である予定であることから、今年度先行して水道管移設の実実施設計を行いたく増額補正をお願いするものです。

9節工事請負費ですが、収入においてご説明いたしました葉坂農地ほ場整備事業の今年度工

事実施に伴う水道本管移設工事1,195万8,000円を増額補正するものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 本件6件に対する質疑は後日の本会議で行います。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

明日午前9時30分から再開をいたします。

ご苦労さまでした。

午後0時04分 散 会

上記会議の経過は、事務局長大川原真一が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年9月2日

議 長 高 橋 たい子

署名議員 17番 水 戸 義 裕

署名議員 1番 森 裕 樹

